

生徒会会則

第1章 総 則

第1条 この会は本校生徒で組織し、赤堀中学校生徒会という。

第2条 この会はすべての生徒が自分の権利と義務を自覚し、思いやりと奉仕の精神にもとづき、進んで学校生活の各部門に参加して、学校生活の向上を図ることを目的とする。

第3条 この会は前条の目的を果たすために、次のことを行う。

- ① 全校生徒の共同の福祉を増進すること。
- ② 学校内外の風紀の向上に関すること。
- ③ 生徒間の親睦を図り、お互いの理解を深め合うこと。
- ④ 学習や生活を向上発展させること。
- ⑤ J R Cの活動を推進すること。

第4条 この学校の職員は、すべてこの会の顧問となる。

第2章 機 関

第5条 この会に次の機関を置く。

- ① 生徒会本部
- ② 学校委員会
- ③ 各専門委員会

第6条 生徒総会はこの会の最高機関で、原則として年1回開く。ただし、学校委員会及び会員の過半数以上の要求があるときはいつでも開くことができる。

第7条 学校委員会は、生徒総会に変わる議決機関で、生徒会三役及び専門委員会の委員長、及び部活代表で組織し、学校委員会の正副議長は専門委員長の互選により決定する。

第8条 各専門委員会は学級から選出された委員で組織し、原則として毎月1回開く。

第3章 役 員

第9条 この会に次の役員を置き運営にあたる。

- ① 会 長 1名
- ② 副会長 2名
- ③ 書 記 3名
- ④ 会 計 3名
- ⑤ 専門委員長 副委員長
- ⑥ 学級委員（各学級男女1名）

第10条 会長・副会長・書記・会計は別に定める選挙管理委員会規定により会員中より選出する。

第 11 条 各役員の任務は次のとおりである。

- ① 会長は生徒会の代表であり、会務を司る。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代理する。
- ③ 書記は各種会合や集会等の記録をとるほか、学校委員会運営の事務をとる。
- ④ 会計は生徒会の会計事務を司る。
- ⑤ 各専門委員長は各委員会を統括し、その運営にあたる。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは代理する。
- ⑥ 学級委員は学級の意向を学校委員会に反映させると共に、学級活動の推進の中心となり自主的に学級の向上に努める。

第4章 専門委員会

第 12 条 この会に次の専門委員会を置く。

- ① 学級委員会
学級から選出された男女各 1 名ずつの委員で校正紙、学校生活の全体的なことについて検討協議し、委員の生活の向上を図る。
- ② 自治委員会
各学級から選出された男女各 1 名ずつの委員で構成し、校内外での服装・礼儀・行動等に注意し、学校生活の向上を図る。
- ③ 保健委員会
各学級から選出された男女各 1 名ずつの委員で構成し、校舎内外の保健衛生に勤める。
- ④ 整美委員会
各学級から選出された男女各 1 名ずつの委員で構成し、校舎内外の清掃美化を呼びかけまたこれに努める。
- ⑤ 放送委員会
各学級から選出された男女各 1 名ずつの委員で構成し、校内放送の計画実施及び放送器具の準備や管理をする。
- ⑥ 図書委員会
各学級から選出された男女各 1 名ずつの委員で構成し、図書館の経営管理の助手に努め、図書館や学級文庫利用の増進に努める。
- ⑦ 体育委員会
各学級から選出された男女各 1 名ずつの委員で構成し、運動器具の保管及び各種体育行事の計画・実施に努める。
- ⑧ 給食委員会
各学級から選出された男女各 1 名ずつの委員で構成し、学校給食が円滑に運営できるようコンテナやエプロンの管理をする。
- ⑨ 安全委員会
各学級から選出された男女各 1 名ずつの委員で構成し、会員の登下校における安全及

び校舎内外での安全の規格・推進に努める。

⑩ J R C委員会

各学級から選出された男女各 1 名ずつの委員で構成し、J R Cの活動を計画・推進する。

⑪ 園芸委員会

各学級から選出された男女各 1 名ずつの委員で構成し、

第 13 条 生徒会本部役員の任期は 1 寝んとし、改選の時期は 10 月を目安とする。専門委員会の交代の時期は 4 月と 10 月の本部役員の改選後とする。

第 5 章 会 計

第 14 条 この会の経費は事業収入、寄付金及び会費を充てる。会費は半期 900 円とし、前期・後期に納入する。

第 15 条 会員または保護者の死亡・病気・災害などに際しての見舞については、別に定める「お見舞のきまり」による。

附則 この会則は令和 2 年 4 月 1 日より実施する。